



背景・目的

【背景】

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生。
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出。
- ③放射性物質が風によって広い地域に移動・拡散し、雨等により地表や建物、樹木等に降下。
- ④これが、生活ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥等に付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。

【目的】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。

事業スキーム

【対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理】

国が直轄で処理を実施。

【農林業系廃棄物の処理、廃棄物処理施設モニタリング等】

国が市町村、民間団体に補助を実施。

期待される効果

放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

事業概要

○対策地域内廃棄物の処理 300億円

- 汚染廃棄物対策地域の対策地域内廃棄物は、国が直轄で処理を行う。
- 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理及び埋立処分等を行う。



檜葉町の仮置場内破碎選別設備



檜葉町の仮設焼却施設

○指定廃棄物の処理 359億円

- 放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超え、環境大臣の指定を受けたもの（指定廃棄物）については国が直轄で処理を行う。
- 指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。

○特定廃棄物の埋立処分 340億円

- 既存管理型処分場を活用した福島県内の特定廃棄物の埋立処分を行う。

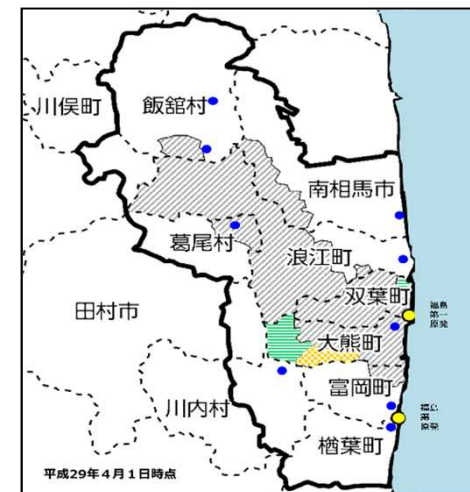
○農林業系廃棄物等の処理 50億円

- 農林業系廃棄物処理等に要する費用を補助する。
- 補助対象者：市町村等 補助率：1/2

○廃棄物処理施設モニタリング等 5億円

- 特措法に基づく特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等の安全対策等に要する費用を補助する。
- 補助対象者：市町村等、民間団体 補助率：定額

汚染廃棄物対策地域の状況



- 仮設焼却施設（建設工事中、撤去済等を含む）
- 汚染廃棄物対策地域
- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域



飯館村蕨平地区
仮設焼却施設



農林業系廃棄物（稲わら、牧草等）